

道着規程

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人全日本テコンドー協会（以下、「当法人」という。）の定款第57条の規定に基づき、当協会が主催する競技会において着用する道着に関して必要な事項を定める。

(定義)

第2条 本規程で「競技者」とは、定款第5条第1号に定める個人会員のうちテコンドーを行っている者として当法人に登録している者をいう。

(対象となる競技会)

第3条 本規程の適用対象となる当協会が主催する競技会（以下「本競技会」という。）は、次のとおりとする。

- (1) 全日本日本選手権大会及びその地区予選大会
- (2) 日本代表選手選考会
- (3) 全日本学生選手権大会
- (4) 全日本ジュニア選手権大会及びその地区予選大会

(道着へ表示できる名称等)

第4条 競技者は、次に掲げる所属団体名またはロゴマーク（以下「所属先名称等」という。）のいずれかを道着に表示することができる。

- ①自己が属している道場
 - ②自己が属している学校
 - ③自己が属している加盟団体又は準加盟団体
 - ④スポンサー契約を締結している企業
 - ⑤雇用されている企業
- 2 前項の所属先の名称は、商号又は屋号に限るものとし、所属先のロゴマークは、コーポレートロゴ又は所属先のシンボルマークに限るものとする。
- 3 競技者は、一の道着につき、一の所属団体名のみ表示することができ、複数の所属団体名を一つの道着に表示することはできない。

(直轄会員の特例)

第4条の2 前条の定めにかかわらず、直轄会員は、当法人の指定する当法人のロゴのみを道着に表示することができる。

(表示の位置・大きさ)

第5条 所属先名称等の道着への表示にあたっては、競技種目の区分に従い、次のとおり表示しなければならない。ただし、(1) ③又は④及び(2) ④の表示は任意とする。

- (1) キョルギ

①道着背面下部

位置：(上着の下のラインから 5 cm以上離れた位置)

大きさ：縦 12cm × 横 30cm 以内

表記：文字表記に限る。

文字の種類：漢字、アルファベット又はハングル文字

文字色：黒。ただし、所属団体のコーポレートカラーが決まっている場合にはカラー文字でもよい。

②道着右胸部又は道着左胸部のどちらか一つ(ただし、道着左胸部を基本とする)

大きさ：縦 10cm × 横 10cm 以内

表記：文字の他ロゴマークの表記も可能

③道着右上腕部又は道着左上腕部のどちらか一つ(ただし、左上腕部を基本とする)

大きさ：縦 10cm × 横 10cm 以内

表記：文字の他ロゴマークの表記も可能

④道着右大腿部前面又は道着左大腿部前面のどちらか一つ(ただし、道着左大腿部を基本とする)

大きさ：縦 10cm × 横 10cm 以内

表記：文字の他ロゴマークの表記も可能

(2) プムセ

①道着背面

位置：(上着の襟の下のラインから 12 cm以上離れた位置)

大きさ：縦 12cm × 横 30cm 以内

表記：文字表記に限る。

文字の種類：漢字、アルファベット又はハングル文字

文字色：黒。ただし、所属団体のコーポレートカラーが決まっている場合にはカラー文字でもよい。

②道着右胸部又は道着左胸部は表記をしないことを基本とする

③道着右上腕部又は道着左上腕部のどちらか一つ(ただし、道着左上腕部を基本とする)

大きさ：縦 10cm × 横 10cm 以内

表記：文字の他ロゴマークの表記も可能

④道着右大腿部前面又は道着左大腿部前面のどちらか一つ(ただし、道着左大腿部を基本とする)

大きさ：縦 10cm × 横 10cm 以内

表記：文字の他ロゴマークの表記も可能

(禁止される表示)

第6条 次に掲げる事項については、道着に表示することができない。

(1) 公序良俗に反するもの

(2) 立体的な形状その他装飾が施されたのものなど競技会において、競技者に危害が及ぶおそれがあるもの

(3) 反社会的勢力又はこれに関連すると疑われるもの

- (4) 当法人又は第三者の名誉又は信用を毀損し、又はそのおそれのあるもの
- (5) 前各号のほかテコンドー競技に明らかにふさわしくないもの

(違反道着着用による本競技会への出場禁止)

第7条 競技者は、第4条、第5条又は前条各号の一つにでも違反した道着を着用して本競技会に出場することはできない。

- 2 第4条、第5条又は前条各号に違反しているか否かの判断は、総務委員会にて行う。

(運用のために必要な細則)

第8条 本規程の運用のために必要な細則については、理事会にて制定する。

附則〔平成28年8月6日制定〕

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附則〔平成29年2月11日改正〕

平成29年2月11日の平成28年度2月定例理事会において承認された本規程の改正は、平成29年4月1日から施行する。